



は316億2,000万円、令和4年度比3億円、1.0%の増です。特別会計を合わせた予算額は495億7,719万円、令和4年度比6億3,489万1千円、1.3%の増です。

下水道事業会計は、収益的収支の収入が15億2,075万7千円、令和4年度比3,424万2千円、2.3%の増、支出が13億9,033万円、令和4年度比3,690万3千円、2.7%の増、資本的収支の収入が2億1,808万9千円、令和4年度比1億4,292万7千円、39.6%の減、支出が3億9,001万2千円、令和4年度比1億3,083万8千円、25.1%の減となっています。

資料の最後のページをお願いします。債務負担行為については、一般会計で16件を設定するものです。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「あいとびあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画、狛江市障がい者計画及び狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理令和3年度報告書（案）について」の説明をお願いします。

部長 あいとびあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画進捗管理については、平成30年度から令和5年度までを計画期間とし、狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画については、令和3年度から令和5年度までを計画期間として、令和3年3月に策定しました。この計画の着実な進捗を図るため、地域福祉計画については狛江市市民福祉推進委員会に、高齢者保健福祉計画については高齢小委員会に、障がい者計画については障がい小委員会に、成年後見制度利用促進事業計画については権利擁護小委員会に、令和3年度の重要施策に係る主な事業の実施結果を報告し、いただいた意見を反映させ、報告書としてまとめたものです。地域福祉計画の進捗管理の報告書は、第1章の進捗管理シートと第2章の委員会からの意見シートにより構成され、本構成は、高齢者保健福祉計画、障がい者計画及び成年後見制度利用促進事業計画の進捗管理の報告書についても同様です。

まず地域福祉計画の進捗管理について説明します。資料4ページを御覧ください。第1章進捗管理シートは、市職員が計画に位置付けられた事業を着実に実施するため、重点施策に係る事業のうち新規及び拡充する事業について、当該年度に実施したことを「Do（実行）」欄に、実施結果を踏まえた重点施策の評価を「Check（評価）」欄に、課題を踏まえた改善点を「Act（事業を実施するに当たっての課題及び改善点）」欄に記載しています。19ページを御覧ください。第2章委員会からの意見シートは、第1章進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会からの意見を「委員会からの意見」欄

に記載しています。地域福祉計画の進捗結果の概要ですが、進捗評価をした5事業のうち、A「進捗している」が3事業、B「現状維持」が1事業、D「全く進捗していない」が1事業という結果になりました。

高齢者保健福祉計画の進捗結果の概要ですが、進捗評価をした6事業のうち、A「進捗している」が4事業、D「全く進捗していない」が2事業という結果になりました。障がい者計画の進捗結果の概要ですが、進捗評価をした9事業のうち、A「進捗している」が4事業、C「あまり進捗していない」が5事業という結果になりました。成年後見制度利用促進事業計画の進捗結果の概要ですが、進捗評価をした31事業のうち、A「進捗している」が10事業、B「現状維持」が4事業、C「あまり進捗していない」が1事業、D「全く進捗していない」が16事業という結果になりました。評価の方法については、地域福祉計画を例に挙げると4ページ以降に記載しています。対象施策に係る事業が4事業で成り立っている場合、達成した事業が3事業であれば達成率75%とし、評価はAとなります。

各部で内容を確認いただき、意見等があれば2月3日までに福祉政策課へ連絡をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 各委員会で本報告書について報告しているとのことですが、各部では何を確認するのでしょうか。

部長 評価を含め、記載内容等を確認いただき、いただいた意見を基に修正します。修正した内容は再度委員会に報告します。

副市長 成年後見制度利用促進事業計画についてはD評価が半分以上であり、着手していないという状況であるということについて、どのように考えていますか。

部長 各種調整等により、事業が進まなかったという状況です。令和5年度は計画改定があるため、事業が進まなかった事業についても検討していきます。

市長 事業が進まなかった原因を整理し、繰り返すことのないようにしてください。福祉保健部では進捗管理を達成割合で評価していますが、数字として表すことのできない事業もあるため、市として評価基準の整理をしてください。

他に意見等なければ、本件は継続審議とし、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項1「当面の行事日程について」を報告してください。

部長 3月から5月までの当面の行事日程について、2月13日に開催される会派代表者会議において報告します。この期間の行事として、3月3日に庁舎消防訓練、3月中旬から4月上旬にかけて市内小中学校の卒業式及び入学式、4月22日には、第一回狛江市文化講演会等があります。今回の報告より、

式典関係は、備考欄に参列や招待等の有無を記載しているほか、イベント関係は、参列や招待がある講演会等及びお知らせとして訓練・お祭り等を掲載しています。

市長 続いて、報告事項2「ぴったりサービスの利用開始について」を報告してください。

部長 ぴったりサービスとは、国が運営するマイナポータルからマイナンバーカードを活用して、オンラインによる本人確認をした上で電子申請ができるサービスです。従来は来庁する必要のあった申請や届出等の手続きを、パソコンやスマートフォン等を利用していつでも、どこからでも行うことができます。市では、市民課で転出届・転入予約の手続きについて2月6日からサービスを開始し、その他にも令和4年度中に子ども政策課、児童育成課、健康推進課にてサービスを順次展開する予定です。各サービスの開始については、広報こまえや市ホームページ等で周知を図っていきます。

市長 続いて、報告事項3「駒井町・猪方地区に関する防災まちづくりワークショップについて」を報告してください。

部長 駒井町・猪方地区に関する防災まちづくりワークショップを、2月26日に開催します。先月策定公表した都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、戸建て住宅の高床化等防災対策に資する地区計画等の都市計画の検討を地域住民による取組の一つとして位置付けています。駒井町・猪方地区の地域住民により、市民の主体的な取組を進めることを目的として、開催するものです。安心安全課及び下水道課の協力の下、実施します。周知は、広報こまえ2月1号、開催案内チラシの配布、駒井町・猪方町会への連絡を予定しています。今後、参加者の意見を参考に、防災対策に資するまちづくりの検討を進めていきたいと考えています。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 防災とありますが、水害に焦点を当てているのでしょうか。

部長 水害被害のあった地域のため、水害が中心になるとは思いますが、地震等の対策も含めて進めていく予定です。

市長 防災会とも連携できるよう調整してください。

市長 その他ありますか。

部長 (仮称)猪方こどもクラブの名称決定についてです。10月11日庁議において了承された、令和5年度学童クラブの待機児対策の一つである(仮称)猪方こどもクラブの開設に当たり、運営法人と調整の結果、「猪方こどもクラブ」に名称が決定しました。

なお、令和5年度は狛江第二中学校で委託事業として実施し、令和6年度は、法人所有の土地で新たに民間の学童施設として開設する予定です。その

際の名称については再度法人と調整の上、決定します。

市 長 他にありますか。

部 長 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについてです。1月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける決定がなされました。患者等の対応と医療提供体制については3月上旬を目途に具体的な方針を示すとしていますが、基本的な感染対策としてマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討し、併せて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行うとともに、マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示すとしています。ワクチン接種については、感染症法上の位置付けの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施することとなります。4月以降、どのようにワクチン接種を行っていくべきかについては、専門家による検討が行われていますが、必要な接種については引き続き自己負担なく受けられるように調整しています。オミクロン株対応ワクチンは、令和4年度中の接種回数追加はありません。また、1月27日に第78回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議が書面で開催され、イベント開催制限の見直しが行われました。変更点としては、大声の有無にかかわらず、収容率上限を50%とする制限を見直し、感染防止安全計画等の策定・実施を前提に、収容定員まで可能となりました。今後、新しい情報が入りましたら報告します。

市 長 感染法上の位置付け変更は、市としても影響が大きいものです。4月1日以降の組織改正についても、情報に基づいて検討及び実施します。他にありますか。

部 長 防犯パトロールについてです。1月30日から当面の間、午前及び午後の1日2回、各2台で市内パトロールを全庁をあげて実施しています。各部協力をお願いします

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2月7日午前9時00分から開催します。